

陳 情

地域福祉バス借上料補助事業の見直しについて

(願 意)

従来の利用者数を確保するために当該事業制度を見直し且つ県内に限り宿泊も追加していただきたい。

(理 由)

1. 従来は①社会教育バス事業（社会教育課：担当者3名）②老人クラブバス事業（高齢者福祉課：担当者1名）③借上げバス事業（高齢者福祉課：担当者1名）④借上げバス事業（社会福祉協議会：担当者1名）の4課、6名で受付等を行っていましたが、業務の見直しにより地域福祉課へ一本化され2名で担当しております。（別紙参照）
2. しかし、4万円限度へ改悪されたために令和4年度は予算額18,000千円（バス450台）を計上したにもかかわらず、実績は、たったの32台です。
したがって、余剰金は財政調整基金へプールされ、財政調整基金を増やすために予算額を多めに計上する「違法な行為」と言わざるを得ません。
3. 令和5年度も予算額8,000千円（バス200台）を計上したにもかかわらず、10月末現在バス利用は35台です。
4. 当該事業は、コスト的に社会福祉協議会へ再委託することをご提案いたします。

別紙参照